周南市地域生活支援拠点

～障害のある方やご家族の不安に寄り添います～



障害がある子を抱えて
避難できるの・・・

私も年を取って、障害のある息子の世話も
だんだんできなくなってきた

普段から難病の父を介護。
もし私が怪我でもして
介護できなくなったら

子どもに障害があって、
私たち夫婦に何かあったら



介護者が病気や事故などにより、急に不在になるなどの心配がある方は、まずは、相談支援センターに設置されている拠点相談窓口にご相談ください。

そこで、障害の状況、病気、どのような支援が必要かなどについてしっかりとお聞きし、事前に備えるためのアドバイスを行います。

また、複合的な問題を抱えるご家族に対しては、障害者支援課やもやいネットセンター、関係機関等と連携を取り必要な支援を行います。

●相談機能

基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、障害の特性により生じた、緊急事態等に応じたサービスの調整や相談、その他必要な支援を行います。

相談先（拠点相談窓口）

総合相談支援センターぱれっと　久米752－4　0834-29-3294
開設時間：月～金曜（祝日除く）　9:00～17:00

主な相談内容

保護者等の入院などによる緊急時にどうしたらよいか。
保護者等の高齢化による今後の対応に備えたい。 など

お問合せ　周南市障害者支援課　電話　0834-22-8463

FAX　0834－22－8464

●緊急時の受入れ・対応機能

介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時に、短期入所を活用した受け入れや、医療機関への連絡等、必要な対応を行います。

利用対象者

保護者等の事故・急病等の緊急事態により、介護者が不在となった、「短期入所」サービスの支給決定を受けていない障害のある方。

サービス内容

施設入所や短期入所サービスと同等のサービスを提供します。
利用期間は、最長で1週間程度とし、日帰り利用も可能です。
また、併せて、将来的な短期入所、施設入所等の利用に向けた、利用された方の障害特性等の把握も行います。

●体験の機会・場の提供機能

親元からの自立に向けて、グループホーム等の体験利用の機会・場を提供します。

利用対象者

将来に障害福祉サービス又は拠点サービスの利用が想定され、そのための体験が必要であると拠点コーディネーター等が判断した障害のある方。

サービス内容

施設入所及び共同生活援助サービスと同等のサービスを提供します。
利用期間は、最長で1週間程度とします。
また、併せて、将来的な短期入所、共同生活援助等の利用に向けた、利用された方の障害特性等の把握も行います。